100	100	100	100	—	—	—	100	100	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100	100	100	100	100	100	—
100	100	100	100	—	—	—	100	100	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100	100	100	100	100	100	—
100	100	100	100	—	—	—	100	100	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100	100	100	100	100	100	—
100	100	100	100	—	—	—	100	100	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100	100	100	100	100	100	—
100	100	100	100	—	—	—	100	100	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100	100	100	100	100	100	—

に改め、別表第二中

平成28年	1月～3月	100
	4月～6月	100
	7月～9月	100
	10月～12月	100

を

平成28年	1月～3月	100
	4月～6月	100
	7月～9月	100
	10月～12月	100
平成29年	1月～3月	100

に改め、別表第三中「平成28年12月31日」を「平成29年３月31日」に改める。

○国土交通省告示第八百七十六号

船員法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令（昭和二十三年政令第百六十四号）の規定に基づき、船員法第一条第二項第二号の港の区域を指定する件（昭和二十三年運輸省告示第百九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年九月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

都道府県	港名	港の区域
（略）	（略）	（略）
東京都	東京	港則法施行令による京浜港の区域のうち、十五号地南信号所（北緯三五度三六分五〇秒東経一三九度五〇分五五秒）から四八度四、五八〇メートルの地点から一九九度五、三七〇メートルの地点、同地点から一九〇度一〇、六一〇メートルの地点、同地点から三〇六度六、六六〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から多摩川の中央を大師橋まで引いた線以北の海面及び水面
（略）	（略）	（略）

改正前

別表

都道府県	港名	港の区域
（略）	（略）	（略）
東京都	東京	港則法施行令による京浜港の区域のうち、東京灯標から百七十六度三十分七千百七十メートルの地点から三百六度六千六百六十メートルの地点まで引いた線及び同地点から多摩川の中央を大師橋まで引いた線以北の海面及び水面
（略）	（略）	（略）